平成２５年（フ）第２１２号
茨城県石岡市山崎3746番地８
債務者　㮚本　君子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５５号
茨城県稲敷郡美浦村大字興津916番地７
債務者　岩泉　裕次
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６５号
茨城県土浦市神立中央１丁目４番19号
債務者　坂本　正代
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７号
群馬県桐生市相生町１丁目510番地の６　中林アパート
債務者　若林　　清
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第８６号
千葉県茂原市高師521番地８
債務者　佐々木伸之（旧姓田面）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
千葉県茂原市小轡254番地
債務者　御須　貴子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
千葉県長生郡一宮町一宮2114番地
債務者　髙橋　春夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
千葉県長生郡一宮町一宮4368番地　２棟104号
債務者　犬塚　明美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
金沢市小金町16番15号　シャンブルコガネ201号、従前の住所金沢市古府１丁目75番地
債務者　髙木　　浩（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４０３号
金沢市泉２丁目15番28号、従前の住所金沢市泉本町２丁目95番地５
債務者　宮下　桂子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４０８号
金沢市高尾南３丁目49番地
債務者　中田　和美
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４１３号
金沢市長坂町ヲ103番地　ヒルズ長坂106、従前の住所大阪市福島区吉野２丁目４番16号
債務者　加藤　美穂
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４１８号
石川県白山市村井東１丁目６番地１　村井団地県営住宅１号棟７号室
債務者　宮岸　俊子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１号
長野県千曲市大字羽尾363番地４
債務者　宮下　　征
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１０２号
長野県千曲市大字羽尾363番地４
債務者　宮下　敏子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第３２５号
岐阜県山県市高木1501番地２
債務者　恩田　和良
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３８９号
岐阜市芥見６丁目51番地
債務者　杉原　直輝
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
岐阜地方裁判所